

浜松市公告第 42 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があつたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 ヶ月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 8 年 1 月 19 日

浜松市長 中野 祐介

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スポーピアシラトリ浜松中央店・クックマート丸塚店
所在地 浜松市中央区上西町 906

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後	変更年月日
ジャンボスポーツアシラトリ 浜松中央店・ジャンボTSUTAYA 浜松中央店	スポーツアシラトリ浜松中央 店・クックマート丸塚店	令和8年9月15日 (予定)

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

設置者名	代表者の氏名	住所
株式会社 シラトリ	代表取締役 白鳥 浩二	静岡県静岡市葵区東町66番地

(変更後)

設置者名	代表者の氏名	住所	変更年月日
株式会社 シラトリ	代表取締役 西丸 聰司	静岡県静岡市葵区東町66番地	令和5年6月1日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

設置者名	代表者の氏名	住所
株式会社 シラトリ	代表取締役 白鳥 浩二	静岡県静岡市葵区東町66番地

(変更後)

設置者名	代表者の氏名	住所	変更年月日
株式会社 シラトリ	代表取締役 西丸 聰司	静岡県静岡市葵区東町66番地	令和5年6月1日
クックマート株式会社	代表取締役 白井 健太郎	愛知県豊橋市東田町151番地1	令和8年9月15日 (予定)

3 変更する年月日

上記のとおり

4 変更する理由

- (1) 店舗名変更のため
- (2) 代表者変更のあったため
- (3) 代表者変更とテナント入店のため

5 届出日

令和8年1月14日